

(別紙2)

平成26年3月27日

資金決済サービスの向上に向けて

官民ラウンドテーブル

「資金決済サービスの向上」作業部会

はじめに

「資金決済サービスの向上」作業部会は、官民ラウンドテーブル第2回会合（平成25年5月13日）において、金融機関による資金決済サービスの向上について検討を行うために立ち上げられた。

本作業部会では、①国内資金決済インフラの発展を踏まえた、決済・送金サービスの向上について検討する「国内班」、②我が国企業の国際展開を資金決済の面から支援するために求められる、金融機関によるサービスの向上や公的関与の在り方について検討する「国際班」を設け、それぞれ官民双方の実務家が概ね月1～2回程度の頻度で集まって、自由闊達な意見交換が行われた。

「国内班」・「国際班」の参加機関は以下のとおりである。

・「国内班」

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本証券業協会、農林中央金庫、流通システム開発センター、(株)NTTデータ経営研究所、日本経済団体連合会、日本銀行、金融庁

・「国際班」

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、全国信用金庫協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本証券業協会、国際銀行協会、農林中央金庫、流通システム開発センター、(株)NTTデータ経営研究所、日本貿易振興機構、(株)国際協力銀行、日本銀行、金融庁

また、国際班の検討に関しては、海外に拠点を有する日本企業を対象として、銀行等による国際資金決済サービスへの評価やニーズについて、外部委託調査を実施したところであり、その調査結果については、国際班の作業部会での報告を行った後、本報告書と同時に公表することとする。

このほか、個々の論点に応じ、以下のとおり、外部専門家からも発表が行われたところであり、記して感謝する（五十音順、役職名略）。

・「国内班」で発表された外部専門家

菅野 修一氏（小島プレス工業（株））、鈴木 光一氏（日本マルチペイメントネットワーク運営機構）、世良 裕一氏（全国銀行資金決済ネットワーク）、高倉 裕一氏（(株)全銀電子債権ネットワーク）、高須 俊行氏（富士セイ

ラ (株))、宅島 政信氏 (イオンアイビス (株))、西村 昌平氏 (日本マルチペイメントネットワーク推進協議会)、廣江 裕治氏 ((株) 広島銀行)、松山 義政氏 (花王カスタマーマーケティング (株))

- ・「国際班」で発表された外部専門家
木村 等氏 (日本CFO協会)、林 孝衛氏 (みずほ総合研究所 (株))、牧野 秀生氏 (花王 (株))、谷口 宏氏 (日本CFO協会)

以下、本作業部会での検討内容について報告する。

1. 総論

銀行等の預金取扱金融機関 (以下「銀行等」) にとって、為替業務は、伝統的に預金や貸出と並ぶ基本的機能とされており、直接現金を授受しなくても、いつでも安心して資金を受け渡しできることは、人々の生活や企業活動の基盤となっている。銀行等にとって、こうした社会基盤を常に円滑に提供することは、公益的使命といえる。銀行等は、これまでも、こうした公益的使命に応えるためにシステム投資等の様々な取組みを行っており、例えば全銀システムのように、普段は競合関係にある銀行等が協調して、共通の決済インフラを構築・運営するケースもみられる。

同時に、各銀行等が切磋琢磨し、資金決済サービスの利便性を向上することにより、企業は、取引相手方との資金決済にかかる事務負担が軽減されたり、資金管理の高度化が図られるなど、事業展開を図っていくうえでの支えとなる可能性がある。また、個人向けの資金決済サービスについても、サービスの工夫により消費者利便が高まることが期待される。顧客 (企業、個人) のニーズにより応えた資金決済サービスを提供できれば、銀行等自身にとっても、預金や貸出等を含む一連の金融サービスの付加価値を高め、競争力向上に資すると考えられる。

銀行等が資金決済サービスに取り組んでいくうえで、近年、それを取り巻く環境は、大きく変化しつつある。すなわち、情報技術の発達・普及に伴い、従来にはないサービスが提供されるようになり、また、サービスによっては金融業以外の企業が取扱うケースも多くみられるようになった。さらに、銀行等の取引先企業のなかにはアジア諸国等での取引機会が増加した先も多く、国際的な資金決済サービスに対するニーズは益々高まっている。海外に目を向けると、

24 時間／365 日の振込が可能な決済システムの実現に向けた取組み等が進められている国もある。

こうしたなか、銀行等は、資金決済サービスを通じて、企業の国内外での事業展開や人々の消費行動を後押しし、実体経済を支えていくためには、上述のような環境変化や海外の動向等も踏まえて、今後とも、システム等の高度化や国際対応を含め、資金決済サービスの更なる向上に努めていくことが求められている。また、金融庁は、銀行等その他による資金決済サービスの取組み状況を把握し、銀行等に創意的な取組みを促すとともに、利用者の利便・安全性の確保を図ることが重要である。

2. 具体的な取組み

(1) 国内での資金決済

イ. 企業間の資金決済の高度化

<現状>

企業間では、商品等の受渡し時点ではなく、将来の期日に代金決済を行うこと（掛売り）が多いため、特に受発注件数の多い流通大手等にとって、売掛金の消込み事務は相当の負担を伴うものとなっている。

振込等の決済情報と受発注等の商流情報が、システム等を使って紐付けし易くなれば、こうした消込み事務の省力化・効率化に資すると考えられ、銀行界や流通業界では、これまでも以下のような取組みを実施してきた。

○ 金融EDIに関する検討・パイロット研究

銀行界では、流通業界等も交えた検討等を経て、平成8年に、全銀システムの振込データに商流情報を付加できる「金融EDI」(Electronic Data Interexchange) 欄を追加し、企業はこの欄を使えば、20桁の商流情報を振込データに付加できるようになった。

その後、情報技術が発達し、流通業界では、小売業者と卸売業者・メーカーとの間で取引関連データのやり取りをする際の通信メッセージ体系の標準化が進展し、XML方式¹の流通BMS²が導入されている。

¹ XML (Extensible Markup Language) とは、データ記述に当たり、各データを項目名

こうした外部環境の変化を踏まえ、銀行界は、平成 23 年 7 月に、金融 E D I を含めた企業間決済の高度化に向けた取組みの在り方等について、「企業決済高度化研究会」（事務局：全国銀行協会）を設立して検討を行った。

同研究会の報告書（平成 24 年 4 月公表）を踏まえ、現在、銀行界および金融 E D I の活用に関心の高い流通業界では、「流通システム標準活用【決済情報と商流情報の連携】検討会」（事務局：流通システム開発センター）（以下「活用検討会」）において、金融 E D I に関するパイロット研究を進めることとしている。

活用検討会においては、流通各社が資金決済を行う際、流通各社間では流通 B M S を使って授受している商流情報を、それとは電文方式の異なる振込データと紐付けられるよう、両者の電文方式を相互に変換できる仕組みについて検討中であり、今後、当該仕組みにかかる実証実験を実施する予定となっている。

○ 仮想口座サービスの提供等

一部の大手銀行では、企業向けに「仮想口座サービス」³を提供しており、こうした個別銀行等レベルでの取組みも、売掛金の消込み事務の効率化に寄与している。

<今後の取組み>

➤ 流通業界における金融 E D I の実証実験の円滑な実施、流通業界におけ

のタグで括って記述する電文方式であり、「データ項目の内容・長さやデータ間の関係を自由に設定・変更できるなど、柔軟性・拡張性を備えているとともに、情報システム間やアプリケーション間の相互運用性にも優れている」（企業決済高度化研究会（平成 24 年 4 月）、「企業決済高度化研究会」報告書）。

² 流通 B M S（流通ビジネスメッセージ標準）とは、流通業界の小売業者と仕入先（卸売業者やメーカー）との間の E D I で使用される通信メッセージ体系（通信手順、通信メッセージフォーマット）の業界標準であり、平成 19 年に策定された。

³ 「仮想口座サービス」とは、「実際の入金口座番号とは異なる仮想口座番号を顧客企業に一定数（たとえば 100～1,000 口座）付与し、その顧客企業が取引先・入金科目等に応じてあらかじめ仮想口座番号を割り当て、取引先に仮想口座番号を用いて振り込んでもらうことで入金内容を特定しやすくし、売掛金の消込事務効率化を支援するものである」（「企業決済高度化研究会」報告書）。

る金融E D I の取組みを推進するための活用検討会での検討の推進

本作業部会では、今次パイロット研究の結果、流通業界における金融E D I の取組みが進展し、幅広い小売業者や仕入先（卸売業者、メーカー）が利用するようになることで、流通業界全体のバックオフィス事務の効率化に繋がる、との認識で一致した。こうした認識に基づき、流通業界における金融E D I の取組みを進めていくうえでは、参加企業の裾野を拡大する（後述）とともに、活用検討会における検討を着実に推進していくことが重要である。

→ 流通システム開発センターは、同センターが事務局である活用検討会の場を通じて、金融E D I の実証実験について、平成 26 年度のできるだけ早い時期の実施を目指し、活用検討会参加メンバーとの間で検討・調整を進めていくこととする。活用検討会の参加メンバーである流通システム開発センターおよび全国銀行協会をはじめとする銀行界は、当該実証実験の実施後は、安定性の高いシステムや事務運用の構築等の諸課題に関する検証を行う。

➤ 流通業界における金融E D I への参加企業の裾野の拡大（利用ニーズの拡充）

金融E D I の取組みにはネットワーク外部性があり、すなわち、参加企業数が増加するほど、マニュアルでの売掛金の消込み作業が減少し、かつ、各参加企業が負担するコストも逡減し、参加企業の効用が向上すると考えられる。企業にとって、作業負担とコストが低下すると、費用対効果が見合い易くなるため、自ずと参加企業数が増加し、それによりさらに作業負担とコストの低下に繋がる、という好循環になることが期待される。こうした好循環を作り出すためには、ネットワーク外部性の存在を踏まえ、プロジェクトの初期段階において極力多数の企業に参加を働き掛けることが重要である。

→ 流通システム開発センターは、小売業者およびその仕入先（卸売業者、メーカー）等に対し、金融E D I の実証実験や実運用後の参加について、積極的な働き掛け・啓発を行う。

➤ 今後の決済・商流情報の連携の在り方（金融E D I を先行的に実施予定

の流通業と、他の業界のそれぞれについて、実情・ニーズの把握とそれを踏まえた対応) に関する研究・検討

流通業界に限らず、売掛金の消込み事務の負担感が強く、効率化を図る余地の大きい企業・業界においては、金融E D I の取組みによりバックオフィス事務を効率化できる。そのため、銀行界と流通業界とのパイロット研究の結果、同業界での金融E D I が進展した後は、製造業等の業界についても、決済・商流情報の連携の在り方を検討することが考えられる。

その際は、業界等によって、受発注の頻度や授受される商流情報の内容、代金決済方法が異なるなど、金融E D I に対するニーズが一様でない点も踏まえ、各業界等の実情に応じた対応を講じていくことが重要である。

→ 金融E D I のパイロット研究に携わっている本作業部会の参加機関は、それぞれの実務家が協力して、製造業等の各業界における決済・商流情報の連携の在り方に関する実情やニーズを把握するとともに、企業間の資金決済の在り方について、中長期的な研究・検討を行う。当面の研究・検討のテーマとしては、例えば、次のような事項が考えられる。

- ・ 流通業界における金融E D I の実証実験を踏まえた実運用に当たった課題等
- ・ 各業界の金融E D I に対する利用ニーズや対応コスト（費用対効果）
- ・ 電子記録債権の普及後の、決済・商流情報の連携における活用可能性（後述）
- ・ アジア等における今後の決済・商流関連のインフラの整備状況を踏まえた、貿易取引における決済・商流情報の連携の可能性

➤ 仮想口座サービス等の取組みについて、各銀行等がそれぞれ工夫することにより普及・改善

金融E D I のように、各銀行等が協調して行う取組みだけでなく、既に一部の大手銀行が提供している「仮想口座サービス」のような個別銀行等レベルでの取組みも、企業のバックオフィス事務の効率化に役立っており、今後とも各銀行等の積極的な取組みが期待される。

→ 本作業部会の参加機関に加盟する銀行等は、今後ともそれぞれの経営判

断に基づき、顧客ニーズを把握し、企業の事業展開の支えとなるようなサービスの工夫や向上に努める。

ロ. 電子記録債権の普及・啓発

<現状>

電子記録債権は、電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）により、企業等の資金調達の円滑化等を図るために創設された新しい類型の金銭債権である。平成 25 年 2 月からは、同法に基づく電子債権記録機関として、全国的な社会インフラ（平成 25 年 12 月現在、約 490 の銀行等が参加）である（株）全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）（全国銀行協会が 100% 出資）が開業した。また、メガバンク各行はそれぞれ電子債権記録機関を設立し、取引先企業向けのファクタリングのサービス等を展開している。これまでのところ、電子記録債権制度は、着実に登録・利用が増加しているが、本格的な普及は今後の課題といえる。

<今後の取組み>

➤ 電子記録債権の利用メリットの啓発、普及促進

電子記録債権は、中小企業をはじめとする企業金融の手段として、安全性、流動性の面で優れた点をもっている。例えば、下請け企業等が売掛債権を電子記録債権の譲渡・質入れにより資金化すれば、債権の不存在や二重譲渡等のリスクを回避しつつ、資金繰りを円滑化・効率化できる。また、手形と異なりペーパーレスの資金決済であり、印紙税負担が生じないほか、災害時等においても手形券面の紛失リスクを回避できるメリットがある。このように、電子記録債権には、手形等にはないメリットがあり、ABL の活性化に役立てられる可能性もある（後述）など、中小企業等の資金繰りの円滑化の観点からも有効と考えられることから、官民をあげて普及を図っていく必要がある。

電子記録債権の利用メリットは、利用企業数が増加するほど高まるというネットワーク外部性が働く。特に、信用力の高い企業向け債権は、第三者に譲渡・質入れし易いことから、大企業等による電子記録債権の利用が促進されれば、その利用メリットが大きく高まることとなる。一部の参加機関からは、これと同様の観点から、今後、国や地方公共団体その他公的

機関との間の代金決済においても電子記録債権の利用の余地が広がれば、電子記録債権の利用メリットは一層高まるのではないか、との声もあった。

また、電子記録債権の普及を進めていくうえでは、銀行等が企業に登録や利用を働き掛けることも効果的である。この点、本作業部会では、例えば大手銀行が企業向けセミナーを開催した等、多くの銀行等において、現在もこうした働き掛けが積極的に行われているとの話が聞かれ、また、一部の業態では、協会が業態内の金融機関向けに研修や説明会を実施しているとの報告も行われた。

一部の参加機関からは、電子記録債権のようなネットワーク外部性のある取組みについては、ある程度利用が進んだ時点で、普及ペースが急速に上昇する傾向がある、との見方が示された。どの時点で普及が加速し始めるかについては何ともいえないものの、それまでの間、足許の実績よりも大幅に高い数値目標を掲げ、その目標を官民で共有しつつ、利用を促進することが重要と考えられる。

→ でんさいネットは、関係団体と連携して、電子記録債権の利用メリット等について、企業等向けに周知・啓発を図る。

でんさいネットと、全国信用金庫協会および全国信用組合中央協会は連携し、今後とも、業態内の金融機関に対し、電子記録債権の利用メリットについて周知・啓発を図る。

でんさいネットは、金融庁等と連携しつつ、公的機関における代金決済の現状や、今後の電子記録債権の利用ニーズに関して調査を行う。

また、電子記録債権の普及促進に資するため、でんさいネットは、電子記録債権にかかる統計の一層の充実を検討する。

これらの官民一体となった取組みを通じ、2020年（平成32年）までには、現在、200兆円を超える企業間信用³の大半が、電子記録債権をはじめとする電子的方法により決済される社会が実現するよう目指す。

そのための第一歩として、まずは、でんさいネットの月間発生記録件数（足許は月約2～3万件程度）が、できるだけ早期に10万件に到達するよう取組む。今後も常に高い目標を掲げ、目標の到達状況等に応じて目標値の引上げを行うなど、電子記録債権の一層の利用拡大を図って

³ 平成24年度末の受取手形・売掛金の残高は合計212兆円（出典：財務省「法人企業統計年報」）。

いく。

電子記録債権制度に携わる本作業部会の参加機関は、電子記録債権の普及状況等にかかる調査（後述）の一環として、上記「10万件」への到達状況について、26年度末までに点検を行う。

➤ **電子記録債権の普及状況や、普及促進に当たっての課題に関する定期的な調査**

電子記録債権にはネットワーク外部性が働くため、社会全体の企業金融の円滑化・効率化を図るためには、でんさいネットだけでなく、銀行等その他の関係者をあげて、本格的な普及に向けて、粘り強く取り組んでいくことが求められている。また、普及促進に当たっての課題が生じた場合には、金融庁および関係者全体で共有し、解決策を模索することが望ましい。

→ 電子記録債権制度に携わる本作業部会の参加機関は、電子記録債権の普及状況や、普及促進に当たっての課題について、定期的に調査を行い、調査結果に関しては、実務家同士で共有し、官民の課題の解決に取り組む。

➤ **電子記録債権の「手形」代替に止まらない様々な活用方法（ファクタリング、決済・商流情報の連携等）・活用事例の定期的な調査**

電子記録債権は、当面、主として手形を代替（ペーパーレス化）する決済方法の一つとして普及しつつあるが、銀行等の取組み次第で様々な活用方法があると考えられる。各銀行等が切磋琢磨することを通じ、電子記録債権の機能を活用した様々なサービスが広がっていくことが期待される。

本作業部会に出席した地域金融機関の一部からは、事務合理化等の観点から電子記録債権を導入する企業の多くは、電子記録債権の利用にかかる決済口座を絞込むとみられ、電子記録債権の普及に伴い、利用金融機関の集約化が進む可能性がある、との見方が示された。こうした見方から、銀行等のなかには、電子記録債権の本格的な普及後を展望して顧客の支持を得るため、電子記録債権を担保とした融資やファクタリング等のサービスに取り組んでいる事例もある。

さらに、でんさいネットの電子記録債権は、前述（イ.）の決済・商流情報の連携に活用することも可能な機能を有している⁴。そのため、電子

⁴ 「でんさいネット」の電子記録債権には、債権者または債務者が自由に使用することの

記録債権の本格的な普及後、当該機能を有効に活用すれば、受発注件数の多い企業にとって、既存のシステム・インフラを活用して、売掛金の消込み事務の効率化を図ることができる可能性もある。

→ 電子記録債権制度に携わる本作業部会の参加機関は、官民双方の実務家同士で、電子記録債権の手形代替に留まらない活用方法・活用事例について、定期的に調査して紹介し合い、各銀行等の今後の取組みに役立てる。

➤ アジア諸国における日本型の電子記録債権制度の普及に向けた取組み

日本の電子記録債権制度は、国際的にみても先駆的な取組みであり、アジア諸国においても、同様の制度を導入することは、企業間信用等に関する金融インフラを整備していくうえで有効なものとなる可能性がある。

→ 金融庁は、アジア諸国における日本型の電子記録債権制度の普及に向け、特別研究員の研究等を通じ、潜在的な普及対象国の把握・分析を行うとともに、今後とも、金融インフラの整備支援のなかで取り組んでいく。

また、こうした金融庁の取組みも踏まえ、でんさいネットは、例えばホームページ更新等の機会を捉えて、電子記録債権に関する英語による情報発信の充実を図る。

ハ. 主に消費者（個人）向けの資金決済サービス

<現状>

情報技術の普及・発達に伴い、消費者からは、ペーパーレスでより利便性の高い資金決済サービスに対するニーズが高まっている。また、情報技術の進歩は日進月歩であり、国内外において、クレジットカード会社をはじめとする様々な業者が、非接触型のカード決済を開発・採用したり、スマートフォン等を活用した、従来より簡易に少額決済を行えるサービスをクレジットカードの加盟店に提供する等、年々新しいサービスが登場している。

こうしたサービスについては、各銀行等や金融グループが互いに競争しながら、あるいは関係者との連携を働き掛けたりしながら取り組んでいくこ

できる「依頼人 Ref. No.」欄（40 桁）が設けられており、当該欄を活用すれば、例えば、商流情報を電子記録債権に付加することも可能な仕組みとなっている。

とで、社会全体のサービス水準の高度化に繋がっていくものと考えられる。本作業部会において、参加機関等のこれまでの取組みとして紹介された事例は、以下のとおりである。

- ・ 金融グループのクレジットカード会社において、クレジットカードの加盟店の負担を軽減し得る仕組み⁴や、O2Oサービス⁵など加盟店の販売促進を図り得るサービスを導入（大手金融グループ）
- ・ 納税者利便の向上等を図る観点から、地方税の電子納付等の実現を、地方公共団体に働き掛け（地方銀行）

<今後の取組み>

➤ 最新・最先端のサービスにかかる定期的な調査

個人向けの最新・最先端の資金決済サービスについては、各金融グループが取組んでおり、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等の機会に海外からの訪問者が増加する可能性等も踏まえると、日本への旅行者等向けサービスも含め、今後とも新たな展開がでてくると考えられる。本作業部会では、どのようなサービスが現に国内外で登場し、展開され始めているか、といった情報を共有することは、各金融グループが創意的なサービスを開発、提供していくうえでも有用との意見が出された。

また、本作業部会に参加した各業態からは、銀行等はそれぞれ、サービスによっては必ずしも自身で手掛ける予定のない場合においても、最新・最先端のサービスを巡る情報・知識は、自身のビジネス環境に影響し得るものであり、今後ともフォローしていきたい、との声が聞かれた。

→ 資金決済サービスに関係する本作業部会の参加機関は、官民双方の実務家同士で、個人向けの最新・最先端の資金決済サービスを巡る国内外における状況について、定期的に調査を行って紹介し合い、各銀行等の今後の

⁴ 作業部会においては、カード会社が決済代行業者と包括加盟店契約を結び、包括加盟店は、個々の加盟店に対し、スマートフォン等に装着するタイプのクレジットカードリーダーを通常の決済端末より廉価で提供し、加盟店は、それを用いてクレジットカード決済を行うことができるサービスについて説明があった。

⁵ O2O（Online to Offline）サービスとは、オンラインでの情報接触行動をもって、生活者をネット上（オンライン）から、ネット外（オフライン）へと誘導し、消費行動に影響を与える取組みをいう。

取組みに役立てる。その際、金融庁は、新たな資金決済サービスによる消費者利便の向上を図る可能性との観点とともに、利用者保護等に照らし懸念されるリスクが生じていないかどうかとの観点からも点検する。

(2) 国際的な資金決済（アジアに拠点を有する企業の決済・現地通貨調達等）

<現状>

○ 欧米系大手銀行によるサービス

欧米系大手銀行はワールドワイドに展開する企業のニーズに対応してきた結果、高度なシステムを構築しており、例えば、こうした企業からは、特に米ドル等の主要決済通貨について、欧米系大手銀行のグローバル・キャッシュ・マネジメント・サービス（グローバルCMS）を利用し、時差を超えて、世界中の拠点とニューヨークとの間で資金集中・配分を行うことにより、効率的な資金管理を実現しているとの声が聞かれた。また、欧米系大手銀行のサービスのうち、例えば、ノーショナル・プーリング⁶のサービスや、欧米の大企業に対する豊富なサービス提供実績に裏打ちされた知見の提供、等を評価する声が聞かれた。

○ 日本の金融機関（メガバンク等）によるサービス

企業の海外拠点での資金管理について、企業数ベースで見れば、大企業を含め、メガバンクなど日本の銀行等を利用しているものが多数を占める。

日本の銀行等を利用している企業は、国内での長年の取引に基づく信頼関係や、企業の海外進出時や進出後にわたるサポートの肌目細かさ（トラブル対応や、現地における規制等にかかる情報提供等）、日本語での対応力、中小、中堅企業を含む幅広い関連企業をサポート対象としている点等を高く評価している。

そのサービス水準は、最近5年間で、インターネットを使ったサービスの機能向上など、改善していると感じる先が多数に上っている。また、アジアや欧州のように日本との時差が米国より小さい地域に関しては、プーリング等のサービスが向上しているとの声も聞かれた。一方、今後の要望

⁶ ノーショナル・プーリングとは、各拠点の資金過不足を名目的（notional）に相殺する仕組みをいう。

として、米ドル等の取扱いを念頭に、グローバルCMSに関して、時差を超えた拠点間での資金集中・配分等を行えるサービス等の一層の向上を期待する声も聞かれ、なお一層のサービスの改善・向上の余地がある可能性がある。

○ 日本の金融機関（地域金融機関）によるサービス

近年、中堅・中小企業等のアジア等への進出に伴い、地方銀行等の地域金融機関を含め、現地通貨の調達・決済にかかるサービスの需要は増大している。

中堅・中小企業の多くは、海外財務統括拠点を設けたりせず、アジア等の拠点で資金不足が生じそうになると日本で外貨を調達し、現地に送金している。そのため、地域金融機関は、外国為替や海外送金等のサービスを通じて、こうした企業のアジア等での事業展開を支援しているケースが多い。また、アジア等に進出しようとしている地元企業からは、地域金融機関に対し、現地情報の提供や現地金融機関等の紹介を行って欲しいとの声が強い。こうした声を受けて、地域金融機関のなかには、現地に駐在事務所を設けたり、国際協力銀行等と連携して現地金融機関にジャパンデスク（日系企業担当窓口）を開設したり、あるいは、専用のホームページ等で情報提供しているところもある。

<今後の取組み>

➤ グローバルCMS等のサービス水準の一層の向上

上述のとおり、日本の金融機関も欧米系大手銀行も、それぞれの強みを活かしてグローバルCMS等のサービスを展開しているが、企業のアジア等での事業展開の拡大が見込まれるなか、一層のサービス水準の向上が期待される。

→ 各銀行等は、顧客企業の海外事業展開等に伴うニーズにより適切に応えていけるよう、グローバルCMS等のサービスについて、それぞれの経営判断に基づき、従来からの強みを活かしつつ、一層の向上に努める。

メガバンクにおいては、引き続き顧客企業に対する肌目細かいサポートといった強みを発揮し、企業のアジアをはじめとする海外事業展開を支援する。また、例えばグローバルCMSに関して、時差を超えた拠点間での

資金集中・配分等を行えるサービス等の一層の向上を期待する声も聞かれたこと等を踏まえ、今後とも、それぞれの経営判断に基づき、システムやサービスの向上に努めていく。

欧米系大手銀行においても、引き続き、グローバル企業等のニーズに応えた高度なグローバルCMSを提供し、日本企業の海外事業展開を支援していく。

➤ 大手銀行の地方銀行等に対する技術支援の実施（研修の受入等）等

従来、地元・国内でのサービスに特化していた地方銀行等においても、地元企業のなかにアジア等に進出するところが現れていることから、それに対応したサービスを円滑に提供できるよう、人材やノウハウの強化を図っていききたい先もあるとみられる。

→ 大手銀行は、例えば、地方銀行等からの要望があった場合には、可能な限りにおいて研修の受入れ等の技術支援を行うなど、金融業界全体のサービス水準の底上げに努める。

➤ 企業の財務戦略志向の推進

本作業部会において、日本CFO協会からは、日本企業の海外拠点での資金管理は、海外での売上比率がまだ高くない企業を中心として、必ずしも本社で肌目細かく管理していない等、なお効率化の余地のある先も多い、との意見が出された。今後、日本企業の海外での売上比率の上昇が見込まれていることを踏まえれば、早晚当該資金管理の効率性を向上させる必要が生じることが予想されることから、これらの企業の財務戦略志向の向上が課題であり、銀行等も引き続き企業財務の実情を踏まえた提案を行っていく必要があると考えられる。

→ 銀行等は、引き続き事業会社の資金管理の効率化等に関し、企業財務の実情を踏まえた提案を行っていくことが期待される。また、事業会社が財務戦略志向の推進を図るに当たっては、必要に応じてセミナーや研修、検定等を活用することも一案であり、日本CFO協会を含む関係団体は、こうした取組みを行うに当たっては、今後とも幅広い企業からの活用ニーズに応えられるよう努める。

➤ **アジアに拠点を有する日本企業に対するアンケート調査（銀行等のサービスに対する評価やニーズ）の定期的な実施**

アジア経済は高い成長を続けてきており、今後、規制やインフラ等のビジネス環境も急速に変化し得るほか、銀行等のサービスの向上も図られていることから、アジアに拠点を有する企業の資金管理におけるニーズや銀行等のサービスに対する期待・評価は、今後も変化していく可能性がある。こうした企業のニーズや期待・評価は、各銀行等が個別に普段の取引関係を通じて把握に努めているところであるが、本作業部会に参加した銀行等からは、各銀行等が個別に把握を行うだけではなく、第三者が多数の日本企業を対象にアンケート調査を行えば、企業のニーズや期待・評価のより確かな把握のために有用との意見が出された。

→ 金融庁は、銀行等が、企業に対する国際的な資金決済サービスにおける課題を的確に認識するのに役立て、もって企業の海外拠点における資金管理の一層の効率化に資するため、定期的に、企業側の銀行等のサービスに対するニーズや期待・評価に関して調査を実施する。

➤ **日本国内に進出した外国企業に対するアンケート調査（銀行等のサービスに対する評価やニーズ）の定期的な実施**

我が国の経済活性化のためには、海外からの直接投資の一層の促進も重要である。海外の企業が我が国に進出する際は、充実した資金決済サービスが利用できるか否かも判断要素となる可能性があることから、外国企業の日本国内における資金管理ニーズや銀行等のサービスに対する期待・評価についても、アンケート調査することが有用であるとの意見が出された。

→ 金融庁は、銀行等が、日本国内に進出する外国企業に対する資金決済サービスにおける課題を的確に認識するのに役立て、もって企業の日本国内における資金管理の一層の効率化に資するため、定期的に、企業側の銀行等のサービスに対するニーズや期待・評価に関して調査を実施する。

➤ **アジア等の金融インフラの整備支援等**

アジア諸国等において決済、資金調達等にかかる金融インフラ（法制度や慣行等）の整備が進めば、当該諸国の経済発展に資するとともに、現地

に進出した日本企業にとっても、決済、資金調達等を一層円滑に行えるようになる可能性がある。

また、本作業部会において、一部の参加機関からは、中長期的に、アジア諸国等の決済制度・慣行の違いが小さくなっていけば、グローバルに活動する企業にとり、ビジネス展開の円滑化に繋がるのではないか、という意見が出された。

さらに、こうした意見を敷衍すると、我が国の資金決済の在り方についても、例えば銀行等間の送金時の電文フォーマットのように、長年、独自の仕様が企業・個人顧客に利用されてきたものについても、企業活動が国際化している実情を踏まえれば、国際標準に対応可能なものにしていくとの視点を持つべきではないか、との声があった。また、海外では、例えば24時間/365日の振込が可能な決済システムの実現に向けた取組みや、アジア諸国におけるATMシステムの連携等の取組みがみられており、我が国の資金決済の将来的な在り方を検討していくうえでは、海外の動向についてもしっかりと注視していくべきとの意見が出された⁷。

→ 金融庁は、今後とも、アジア諸国等の金融インフラの整備支援を積極的に行う。その支援のなかで、アジア諸国における日本型の電子記録債権制度の普及に向けた取組みを行う（前出）。

また、資金決済サービスに関係する本作業部会の参加機関は、国内の資金決済に関連する各種制度・慣行の整備・見直しに当たっては、国際的な資金決済サービスの動向も意識した検討を行うことが期待される。例えば、全国銀行資金決済ネットワークは、平成23年11月に稼動した第6次全銀システムでは、XMLフォーマット（ISO20022⁸）を選択可能とする等、これまでも国際標準に向けて対応を図っている。今後のシステム更改等の機会においても、例えば、振込の可能な時間帯の拡大等についても検討対象とするなど、グローバルに展開する企業を含む多様なユーザーからの、既

⁷ この他、海外では、他行口座からの逆引きを可能とする仕組みや、銀行口座のポータビリティを高める仕組みが構築されている例もみられる。

⁸ ISO20022とは、国際標準化機構・金融サービス専門委員会（ISO/TC68）によって平成16年に策定され、「金融業務全般をカバーする通信メッセージの標準化の統合的な枠組みを提供することにより、金融機関・市場インフラ・顧客間における情報システムの相互運用性の向上を図ることを目的としている」（「企業決済高度化研究会」報告書）。

に顕現化しているニーズのみならず、将来生じ得る潜在的ニーズにも対応できる柔軟性を確保するよう配意する。これと同様の観点から、各銀行等においても、自行（庫等）システムの更改等に当たっては、今後とも、それぞれの経営判断に基づき、例えばXML化対応等を含め、顧客企業の海外事業拡大その他のビジネス展開に伴う多様なニーズに応えていける対応を検討する。

➤ **国際協力銀行・日本貿易振興機構等による企業の事業展開支援**

アジア等に進出した企業のなかには、国際協力銀行等による融資等や、国際協力銀行・日本貿易振興機構による情報提供等を受けた先は多く、こうした支援は、日本企業のアジア等での事業展開に貢献している。

→ 国際協力銀行および日本貿易振興機構は、今後とも、銀行等とも連携しつつ、アジア等に進出する企業に対し、情報提供や融資等を行うことにより、日本企業のアジア等での事業展開を支援する。

以 上